

(9) 都市公園等の維持管理方針

1) 維持管理の方針

① 都市公園等の管理レベルの設定

維持管理に係るコストの縮減を目指し、都市公園等の種類ごとの将来像や配置方針を踏まえた維持管理メニューを設定することで、維持管理水準にメリハリをつけます。

対象	分類	管理レベル
◇街区公園(地域の核となる公園) ◇近隣公園 ◇総合公園 ◇風致公園	都市公園	
◇街区公園(現状維持する公園)	都市公園	
◇街区公園(機能特化する公園) ◇都市緑地 ◇緑道	都市公園	
◇公園・運動広場・ちびっ子広場・憩いの広場 (存続する公園)	そのほかの公園	
◇公園・運動広場・ちびっ子広場・憩いの広場 (見直しを検討する公園)	そのほかの公園	

② 公園施設長寿命化計画の実行

都市公園内の施設を対象とし、施設ごとの管理方針、遊具等の更新や修繕の時期を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的として策定・更新された公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な更新・修繕を行っていきます。

計画期間: 令和 5(2023)年度～令和 14(2032)年度

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

(9) 都市公園等の維持管理方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

2) 公園樹木の適正管理

① 公園樹木の取扱い方針に沿った計画的な樹木管理

本市の都市公園等は、昭和 40～50 年代に開設されたものが多く、当初植栽された樹木は 40 年以上経過して大きく成長しています。さらに、公園をとりまく社会状況の変化や市民ニーズの多様化等から、公園、ひいては公園樹木に求められる機能や役割は変化してきました。

そのため、公園開設からの変化へ対応するとともに、市民の貴重な財産である都市公園等の緑をつくり、守り育てていくため、適正に維持管理を行っていく必要があります。

維持管理の実施にあたっては、公園ごとにさまざまに条件が異なるため、既存樹木の状況や周辺環境、公園の利用状況等を考慮し、各公園で個別に検討を行います。

公園樹木の維持管理の考え方として、大きくは以下の 3 つがあり、維持管理の目的によって必要な管理作業の内容が異なります。これらの考え方に基づき、公園樹木の適正な維持管理を実施していきます。

<公園樹木の維持管理の考え方>

① 既存樹木の現状維持を目的とした維持管理

- ▶ 樹木の生育環境の保全が管理の主な対象となります。日照や風通しを良くするための枝葉密度の調整、樹木を樹木本来の美しい形に保つための徒長枝の剪定、病虫害の防除、施肥などが主な作業としてあげられます。

② 既存樹木の問題点改善を目的とした維持管理

- ▶ 越境や日照阻害など隣接地への障害が生じている樹木や、公園施設の利用障害となっている樹木、あるいは十分な植栽機能が発揮できていない樹木などは、「樹木の基本的配置」及び「樹木の外周植栽」に沿って望ましい形態へ変えていく必要があります。
- ▶ このような場合は、剪定による樹形調整、間伐などによる密度調整や移植などの作業を行います。ただし、問題点改善のための維持管理作業は、一度に行うのではなく、徐々に望ましい形へ近づけていきます。

③ 良好に樹木を育成するための維持管理

- ▶ 樹木の生長に合わせて維持管理内容を検討します。樹木が、植栽時に想定した目標形態となるよう、樹形を調整しながら樹木の育成を図っていきます。

② 樹木が抱える問題への対策

本市では、樹木の巨木化に対して、近隣住民から剪定や伐採の要望が挙がっており、平成31(2019)年から令和4(2022)年にかけて、都市公園内の樹木(高木)を620本伐採しています。

また、クビアカツヤカミキリ等の森林病害虫による、サクラの被害をはじめ、マツ枯れやナラ枯れの被害があります。これに対し本市では、各被害に対して薬剤の樹幹注入や、防除用ネットの取付け、枯木や被害が深刻な樹木の伐倒及び粉碎処理等の対策を行っています。

樹木は適切な日常管理を行っていたとしても、樹木自体の老木化や気候等の様々な要因により、病気や害虫が発生することがあります。これらの被害を最小限に防ぐことを目的とする対策を推進していきます。

(病害虫防除の一例) クビアカツヤカミキリ※対策

<事業概要>

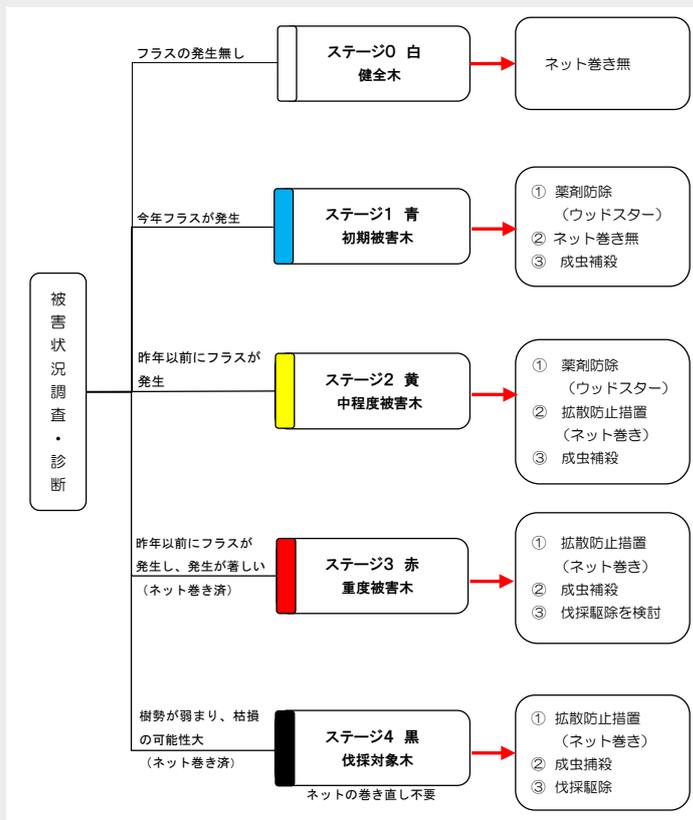
- ▶ 本市では、サクラ等の樹木を守るため、樹木の被害状況をステージ毎に分類し、その分類に基づく対策方針のもと、クビアカツヤカミキリの被害防除や捕殺を行っています。

クビアカツヤカミキリ



※クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラなどに食入・加害することで樹木を衰弱させる昆虫(特定外来生物)

クビアカツヤカミキリ被害木対応表



(9) 都市公園等の維持管理方針

1. 緑の基本計画とは

2. 緑化推進の課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(病虫害防除の一例) 松くい虫※対策

<事業概要>

- ▶ 多々良保安林及び堀工保安林について、薬剤の効果が7年であることから、期間を7年に分け、年300本程度ずつ薬剤の樹幹注入をしています。
- ▶ 枯木や被害が深刻なマツについては、倒木などの危険性が高く、また健全木に飛散するのを防ぐため、伐倒及び粉碎処理により駆除しています。

※松くい虫は、一般に、マツを枯らす線虫(マツノサイセンチュウ)を媒介するマツノマダラカミキリのこと

(病虫害防除の一例) カシノナガキクイムシ※対策

<事業概要>

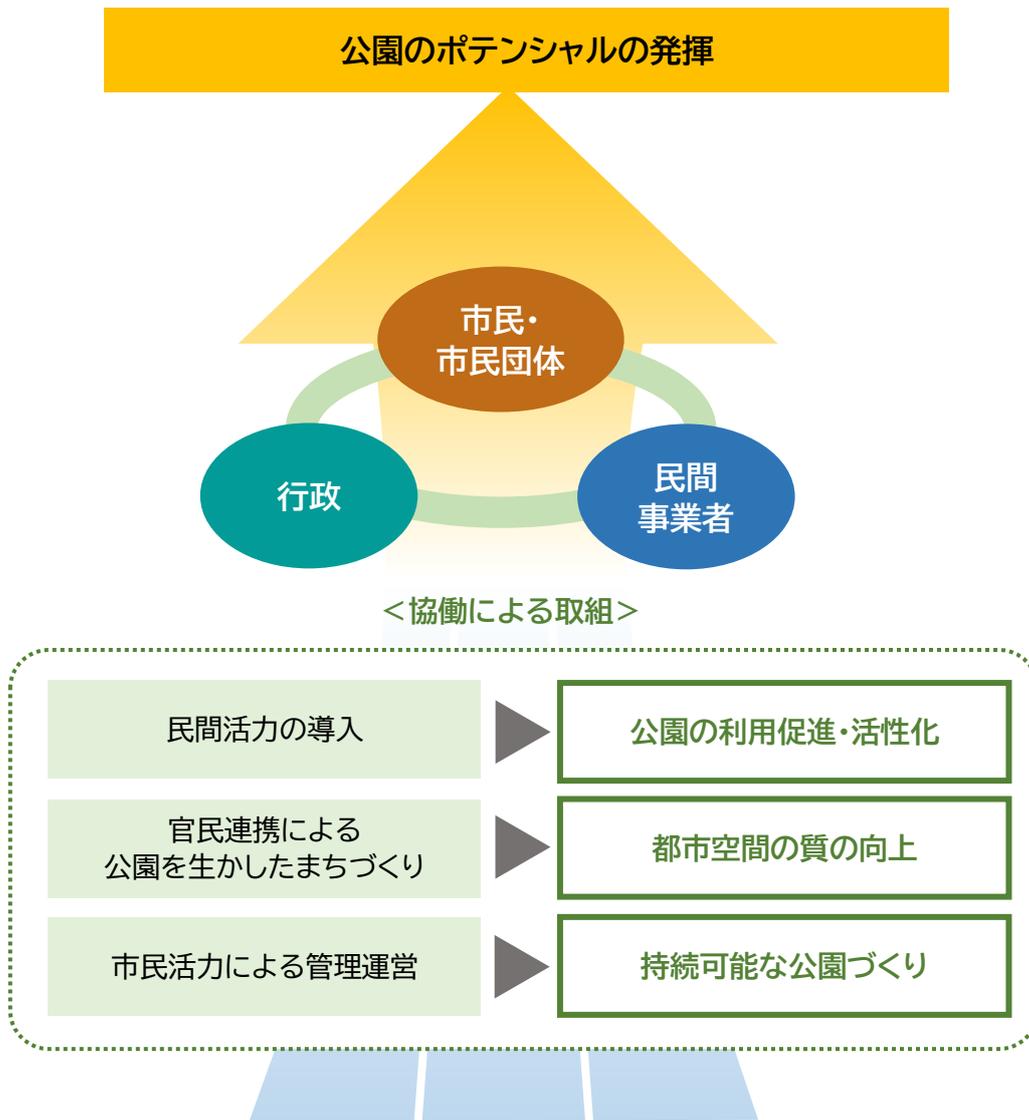
- ▶ 群馬県と連携し野鳥の森自然公園に誘引トラップを設置し、カシノナガキクイムシの活動時期や生態状況等の調査に協力しています。
- ▶ 野鳥の森自然公園内の枯木や被害が深刻な樹木については、倒木などの危険性が高く、また健全木に飛散するのを防ぐため、伐倒及び粉碎処理により駆除しています。

※カシノナガキクイムシは、材内に穿孔し、媒介した共生菌(ナラ菌)により寄主が枯死する「ナラ枯れ」を引き起こす昆虫

(10) 担い手の拡大と協働

市民・市民団体、民間事業者、行政が協働して公園づくりに取り組むことで、公園のポテンシャルの発揮につながると考えられます。

協働による公園づくりのイメージ



- 1. 緑の基本計画とは
- 2. 巻く状況と課題を取り
- 3. 基本方針、目標の設定
- 4. 緑地の保全及び緑化推進の方針
- 5. 都市公園等の機能・配置の検討**
- 6. 緑を守り育てる地区制度
- 7. 計画の推進に向けて

(10) 担い手の拡大と協働

1) 民間活力の導入

◆ Park-PFI

都市公園等の整備において民間活力の導入を促進することを目的に、公募設置管理制度(Park-PFI)が平成 29(2017)年の都市公園法改正により創設されました。

Park-PFI とは、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の建設・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことです。

国土交通省調べ(令和 5(2023)年 3 月 31 日時点)によると、令和 4(2022)年度末時点では、Park-PFIは全国 131 か所で活用されており、うち 63 か所では既に公募対象公園施設が供用されています。

(仮称)南側公園用地 Park-PFI 事業

<事業概要>

- ▶ 本市では、令和 3(2021)年度に「館林市つつじが岡公園再整備基本計画」を策定しました。整備計画の一つとして、館林市サイクリングターミナル(以下「ターミナル」という。)を宿泊施設として再開し、(仮称)南側公園用地との一体的な運営により観光拠点の形成を目指しています。
- ▶ また、ターミナルと南側にある公園用地との一体的な活用を図るため、都市公園法の規定に基づき、(仮称)南側公園用地に公募設置管理制度(Park-PFI)を導入しています。公園及び地域の価値・魅力を高める「公募対象公園施設」を設置及び管理運営する事業者を公募し、ターミナルと(仮称)南側公園用地の公募対象公園施設を同一事業者による管理運営としています。

計画図



公募対象公園施設のイメージ



2) 官民連携による公園を生かしたまちづくり

地域住民にとって、より便利で暮らしやすいまちを形成するためには、都市空間の質の向上が求められます。

公園は、都市空間の質の向上に役立てられており、全国で官民連携による公園を生かしたまちづくりが進められています。

太陽の園(仮称)大辻広場における改修に向けた取組

<事業概要>

- ▶ 太陽の園は、公衆トイレがある緑地であり、中央通り線沿線に位置しているため、オープンスペースとして再整備することで、市の中心拠点として市民が憩い集えるようなエリア価値の向上が期待されます。
- ▶ そこで、運営者(プレイヤー)・利用者(地域住民)・維持管理者(行政)の声を聞き、行政主導でなく、使用者目線の“使いやすい空間”の施設を目指すべく、ワークショップでは、従来の「つくる空間」から「つかわれる空間」となるための広場の目指すべきコンセプトを整理した上で、改修を進めています。

ワークショップのようす



1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

(10) 担い手の拡大と協働

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

3) 市民活力による管理運営

公園における官民連携の形は多様化してきています。一方で街区公園等、日常的な利用が中心の公園については、公園愛護会等の住民組織が管理運営の担い手となっている例も多いものの、高齢化、メンバーの硬直化等の課題を抱えており、適切な活動支援、新たな担い手が参画できるようなコーディネートが求められています。

本市は、今後も市民活力を生かした公園の管理運営に取り組んでいきます。

公園愛護会

- ▶ 地元住民の手で公園の清掃や除草をしていただくことにより、地域の方々の交流の一助とするとともに、環境に対する意識を高め、地元の公園を愛する気持ちを育てていくことを目的として設立された団体です。

公園愛護会の活動の様子



緑化ボランティア

- ▶ 令和 2(2020)年 4 月から市民協働による花と緑豊かなまちづくりを目指し、緑化活動の推進と地域の緑化意識を高めるため、緑化推進のリーダーとして活動をしているボランティアです。

《活動内容》

- (1) 地域緑化の推進への協力
草花の植え込みや維持管理(地域の花壇・公園や広場等の公共空地)
- (2) 緑化イベントへの協力
イベント準備のための花壇やプランターへの植え込み作業・イベント運営の手伝い
- (3) 緑化活動への協力
緑化に関する講習会への参加や地域住民に向けた情報発信等

(10) 担い手の拡大と協働

(11) 今後考えられる取組施策

1) 新たな都市公園等の取組について

都市公園等がより多く使われるために、様々な市民の生活・活動を支援する空間としてポテンシャルを発揮することを目指します。

市民のニーズに応じて柔軟に都市公園等を使いこなすための、新たな取組方針は以下のとおりです。

<新たな都市公園等の取組方針>

① 魅力的な公園サービスの提供

- ▶ 公園の更なる利用促進や魅力向上のため、公園に便利施設の導入や誘致の取組を進めていきます。

(例)キッチンカー、自動販売機の設置等

② にぎわいや交流の場としての利用促進

- ▶ 子育て支援、健康・レクリエーションの場として公園機能の発揮の促進を図るため、福祉、子育てなど様々な分野について、庁内との連携を図り、各主体がそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

(例)幼児の公園デビューや誰もが安心して遊べる公園に適した整備等

③ 公園の情報・魅力の発信

- ▶ 市民・事業者の公園への理解を高め、実際に公園を訪れ、利用してもらうため、魅力が感じられる公園の情報を、対象利用者層が受け取りやすい方法によって発信していきます。
- ▶ 特に、携帯端末等を利用した情報提供については、SNSの普及により情報発信力が高まっている状況です。これらの活用に向け検討を進め、公園利用者への情報サービスの向上を図ります。

(例)公園利用者への情報サービスの向上等

④ 幅広い多様な主体との連携

- ▶ 公園利活用の幅を広げ、市民の様々なニーズに応じた魅力的なサービスを提供するため、民間のノウハウと活力を導入する取組を進めます。

(例)民間事業者等のノウハウを生かしたカフェやドッグラン、スポーツ施設設置等の官民連携による整備等

1. 緑の基本計画とは

2. 緑林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討
(11) 今後考えられる取組施策

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

2) 都市公園等のトイレのあり方検討

本市のトイレがある都市公園等は 57 か所あり、そのうち都市公園が 48 か所、そのほかの公園が 9 か所となっています。トイレの維持管理費や更新費の負担が大きくなっていることから、今後の都市公園等のトイレのあり方について、検討します。

① 都市公園等のトイレの考え方

① 街区公園(地域の核となる公園)、近隣公園、総合公園、風致公園は存続

- ▶ 街区公園(地域の核となる公園)、近隣公園、総合公園、風致公園は、公園規模が大きく、多様な施設があることから、公園利用者の滞在時間が長くなることが想定されます。また、遠方からの利用者も多く見込まれることから、公園内トイレの必要性は高いと考えられます。
- ▶ 一方、街区公園の中でも、比較的規模の小さい公園などは、施設の種類が少なく公園誘致圏が狭いため、公園内トイレの利用者は多くないと考えられます。

② 存廃の判断は、地域住民と話し合い、利用状況やニーズ、配置バランス等を把握した上で最終判断とする

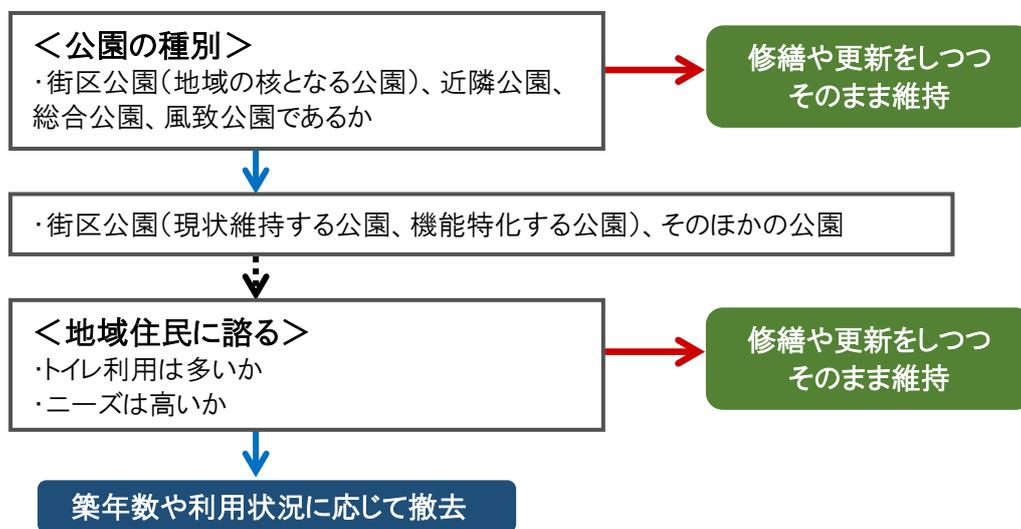
- ▶ 比較的規模の小さい公園でも、地域住民の利用が多いトイレがあることから、立地条件や利用ニーズを踏まえ、地域に諮り、トイレの存廃を判断します。

② 都市公園等のトイレのあり方

今後の都市公園等のトイレのあり方について、上記の考え方や本市の状況、公共施設総合管理計画等の関連計画を踏まえ、以下のフローに基づいた検討が考えられます。

◆ 都市公園等のトイレのあり方検討フロー

→ : 該当する
→ : 該当しない

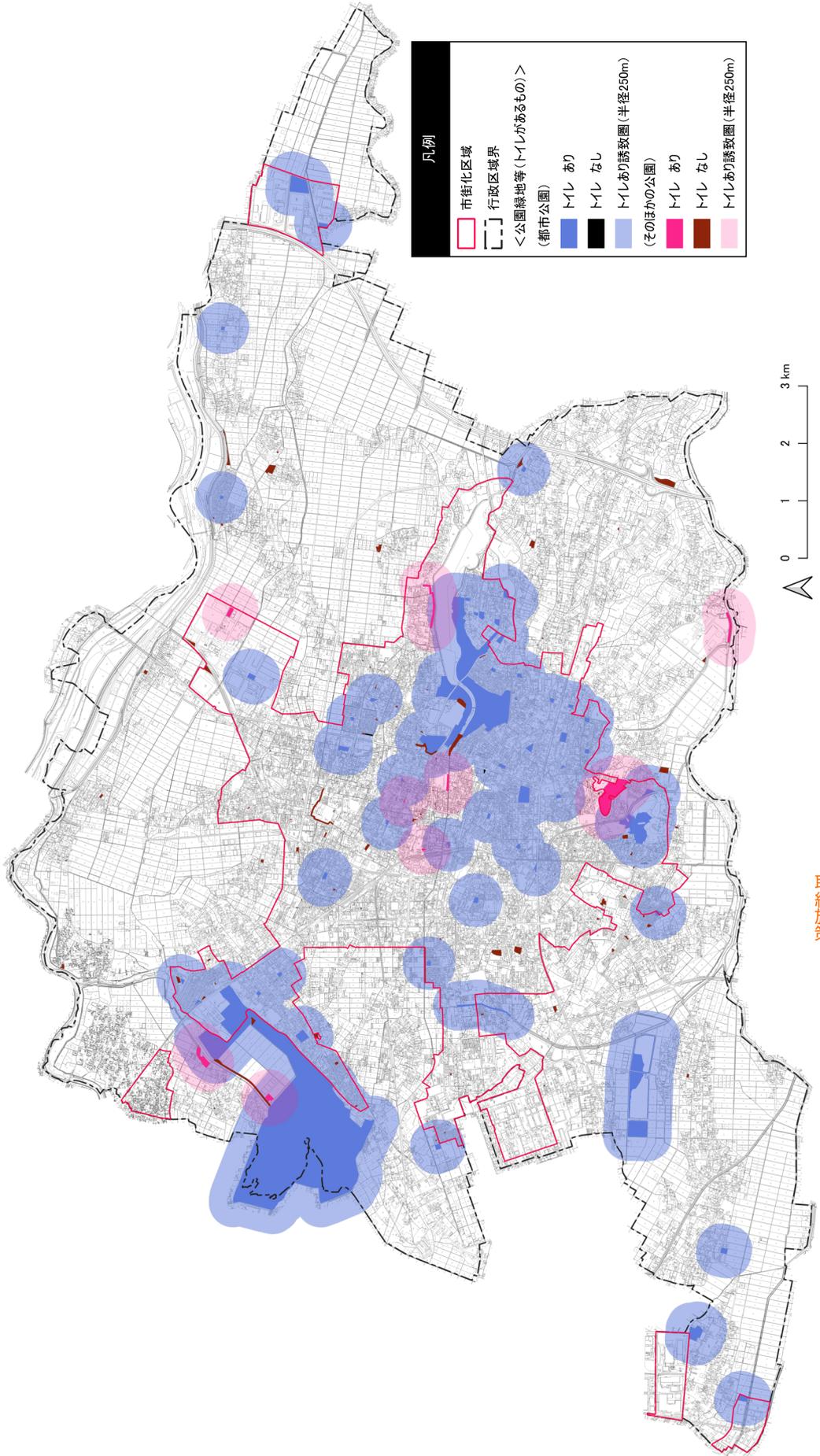


(11) 今後考えられる
取組施策

【参考】 トイレがある都市公園等の配置状況

トイレがある都市公園等は57か所あり、そのうち都市公園が48か所、そのほかの公園が9か所となっています。

トイレがある都市公園等の配置状況



(11) 今後考えられる
取組施策

1. 緑の基本計画とは
2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題
3. 基本方針、目標の設定
4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針
5. 都市公園等の機能・配置の検討
6. 緑を守り育てる地区制度
7. 計画の推進に向けて

3) 都市公園等の安全性・利便性向上への取組

都市公園等が市民にとってより安全で快適な場所となるよう、以下の取組を進めています。

① 照明のLED化

園路灯やトイレの照明の老朽化が進んでおり、水銀灯や蛍光灯の製造が既に終了していることから、公園施設の安全対策として、照明を水銀灯・蛍光灯から LED 照明へ更新していきます。

② 防犯カメラの設置

公園に防犯カメラを設置することにより、利用者の安全確保及びいたずらや犯罪防止、万が一事件が発生した場合の早期解決が期待され、安心して遊べる環境を確保することが期待されます。

既に中央公園等に設置されていますが、公園施設の安全対策として今後も随時設置していきます。

公園に設置した防犯カメラ



③ トイレの洋便器化

和式便器しかないトイレについて、随時洋便器化を進めており、令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度の 3 年間で 20 か所を改修しています。このトイレの洋便器化を今後も継続していきます。

④ 安全に配慮した公園整備

公園施設の整備を行う際は、具体的な指針となる「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(令和 4(2022)年 国土交通省)」を踏まえ、高齢者、障がい者等の移動上または施設の利用上の利便性及び安全性の向上に配慮します。

(11) 今後考えられる取組施策